

新型コロナウイルス感染症対策に伴う 宮教研連主催研修会等の開催ガイドライン(Ver1.3)

令和2年11月1日改訂
宮崎県教育研究連合会

1 はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う宮崎県の対応指針(改定案)(R2.5.26)を踏まえ、宮崎県教育研究連合会(以下「宮教研連」と略す)主催の研修会等の開催や運営に関する新型コロナウイルス感染予防対策として留意すべき基本的事項を整理したものである。

県の対応方針においては、「感染リスクはゼロにならないことを前提(コロナとともに生きていく)に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す」とされていることに鑑み、宮教研連としても、同様の考え方のもと、各種研修会等を開催・運営する場合の前提となる感染予防対策に関する基本的事項を定めることとする。

なお、研修会等を中止する場合、職能団体・研修団体である宮教研連の存在意義を踏まえ、会場に行かなくても、研修会等を在宅で受講することができるよう、オンライン講座や動画配信等のオンラインコンテンツ公開を推進する。

また、本ガイドラインの内容は、今後の県の対応方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

2 本ガイドラインの適用対象と適用期間

(1) 本ガイドラインが適用される対象は以下とする。(総称して「研修会等」とする。)

- ・宮教研連の県本部が主催する会議等
- ・同 研修会・研究大会等
- ・宮教研連の県本部役員会等

(2) 適用期間

本ガイドラインの適用期間は、令和3年度末までとする。なお、感染症の状況に応じて、この期間は、短縮、または、延長することがある。

3 感染防止のための基本的な考え方

宮教研連は、利用施設の各種規定を踏まえた上で、研修会等の主催者・運営委員・参加者(以下、「参加者等」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底した対策を講ずるものとする。

なお、教職員という立場から、仮に感染した場合、所属校やその児童・生徒等に与える影響が非常に大きいことを踏まえ、確実な対策を講ずるものとする。

提案事項(1)

4 研修会等の開催有無に係る対応

原則として、ワクチン等が普及し、感染症拡大への不安が払拭されるまでの間は、20名以上の者が集まる場合、または、全県を跨いで集まる場合は、開催方法の変更を考慮することとする。

研修会等の開催有無に関して、開催日4週間以降の新型コロナウイルス感染症の感染状況をもとに、以下の対応とする。

警報状況	警報の目安（県の基準）		研修会等の開催有無
レベル0 (持続的な警戒)	感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない		感染に留意しつつ、開催する (開催方法変更も考慮する) (以下5の対策を実施)
レベル1 (警報)	各圏域において、新規感染者が一定に収まっている	新感染者：1名/週 新感染者：複数/週	
レベル2 (特別警報)	各圏域において、新規感染者の増加、感染経路不明の例が連続、集団感染の発生		開催の中止・延期、 開催方法の変更 等 (Webinar方式、 ライブ・録画配信等)
レベル3 (感染拡大緊急警報)	各圏域において、新規感染者・感染経路不明の例の急増、集団感染の発生		
レベル4 (緊急事態宣言)	全県において、新規感染者又は感染経路不明の例の急増、集団感染の連続、入院病床稼働率の逼迫		

※開催の市町村が隣県と接している場合、隣接する県の状況も、上表に準じて考慮する。

5 研修会等の運営に際して講じるべき具体的な対策

研修会等の運営に際して、屋内での実施を想定して、以下の対策を行う。

① 総論

- 感染拡大防止策を徹底することが重要であり、人との接触を極力避け、対人距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保する。
座席数を減らして間隔を空け、互い違いに着席するなどの対策を講じる。
- 感染防止のための参加者等の制限のため、以下のような手段を講じる。
 - ・会場の収容定員に対し、収容率が50%以下とするよう、参加者等を限定する。
 - ・当分の間、参加者等の上限を1会場あたり100名程度（主催者・運営委員を含む）とする。
- 研修会等の開催については、緊急性・必要性等を検討し、できるだけ、紙面上やオンライン等での実施へ切り替える。

② 参加者等の安全確保のために実施すること

- 参加者等に対し、以下に該当する者の参加を制限する。
 - ・37.5度以上の発熱がある場合（または平熱比1度超過）
 - ・咳、咽頭痛、頭痛、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ等の症状がある場合
 - ・過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・国内のいずれかの地域に緊急事態宣言が出されている状況下で、過去14日以内に国内の対象地域への旅行がある場合
- 参加者等の氏名及び緊急連絡先、および、体温や上記の確認事項を把握する。また、参加者等に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。
具体的には、参加者等には、受付時等に、別紙に示す個票の記入・提出を依頼する。
- 感染防止対策として、咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。参加者等に、事前に周知を図っておくこと。

提案事項(1)

③ 研修会等の運営に当たって特に留意すべきこと

- ・ 座席は、原則、スクール形式またはシアター形式とする。(全て、一方向向き)
- ・ 講師等については、原則、県内からの招聘とする。
- ・ 直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- ・ 資料やパンフレット等は、手渡しでは配布しない。
- ・ 個人での作業を除く実習・実験、近距離での会話(ペア・グループ活動を含む)、大きな発声、歌唱、及び、運動等を伴う研修は、実施せず、内容と方法を変更する。
- ・ 会場内の一か所に大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。(受付時は間隔をあける等)
- ・ 研修会等の主催者は、予備マスク、予備体温計、消毒薬、ペーパータオル、ビニル手袋など必要な対策用品を、事前に準備しておく。

④ 感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。

- ・ 速やかに、施設関係者に連絡を行い、感染が疑われる者を別室へ隔離する。
- ・ 対応する者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
- ・ 感染が疑われる者が発生した部屋の換気を行う。
- ・ 主催者は保健所等へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- ・ 感染が疑われる者と接触した参加者等の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
- ・ 症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。

令和3年度 宮崎県教育研究連合会主催事業の実施方法について							
事業名	期日	実施方法					
		—	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
		警戒なし	持続的な警戒	警報	特別警戒	感染拡大緊急警報	緊急事態宣言
支会長会 (理事長会)	R3.5.29	対面	対面/Web	Web/書面	Web/書面	書面	書面
	R3.10.16	対面/Web	Web/書面	Web/書面	Web/書面	書面	書面
	R4.2.19	対面/Web	Web/書面	Web/書面	Web/書面	書面	書面
代表委員会	R3.5.29	Web/書面	Web/書面	Web/書面	Web/書面	書面	書面
本部役員会		対面/Web	対面/Web	対面/Web	Web/書面	書面	書面
教師力 向上セミナー	R3.4.24	対面	対面/Web	Web	Web	Web	Web/自粛
	R3.10.16	対面	対面/Web	Web	Web	Web	Web/自粛
	R3.11.27	対面	対面/Web	Web	Web	Web	Web/自粛
スクールマネジメント研修	R3.6.26	対面	対面/Web	Web	Web	Web	Web/自粛
	R3.7.31	対面	対面/Web	Web	Web	Web	Web/自粛
	R3.1.22	対面	対面/Web	Web	Web	Web	Web/自粛
つどい	R3.8.28	対面	対面/Web	Web	Web	Web	Web/自粛
教員採用模試	R3.5.22	対面/在宅	対面/在宅	在宅	在宅	在宅	在宅/自粛
研究員研究会	R3.5.29	対面	対面/Web	Web/書面	Web/書面	書面	Web/自粛
	R4.2.19	対面	対面/Web	Web/書面	Web/書面	書面	Web/自粛
全国大会 提案検討会	R3.4.24	対面	対面/Web	Web/書面	Web/書面	書面	Web/自粛
	R3.5.22	対面	対面/Web	Web/書面	Web/書面	書面	Web/自粛
	R3.6.26	対面	対面/Web	Web/書面	Web/書面	書面	Web/自粛